

記入見本

市 営 住 宅 家 賃 減 免 申 請 書

令和〇年 〇月 〇日

(宛先) 岡 崎 市 長

住 宅 名 〇 〇 荘 1 号棟 〇〇〇号

氏 名 住宅太郎 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話番号0564-〇〇-〇〇〇〇)

該当する要件の番号に〇を付けてください。
詳しくは家賃減免申請書裏面を確認してください。
※要件によって添付していただく書類があります。

減免申請をする理由

- 1 低所得世帯であるため
- 2 生活保護世帯で、住宅扶助が休止となったため
(理由)
- 3 父子・母子世帯であるため
- 4 老人世帯であるため
- 5 障がい者世帯であるため
- 6 原爆被爆者世帯であるため
- 7 震災・火災等災害にあったため
- 8 建替事業に伴い市営住宅を明け渡したため
(明渡しをした住宅)

区分	氏 名	続 柄	生年月日	勤務先・学校名等	所得金額 (円)	備 考
入居者及び同居者	住宅 太郎	本 人	SO年〇月〇日	〇〇会社		
	住宅 花子	妻	SO年〇月〇日	なし		
	住宅 一郎	子	HO年〇月〇日	〇〇小学校		
	住宅 次郎	子	RO年〇月〇日	なし		
別居の扶養親族						

注1 この申請書の内容に市営住宅入居世帯員収入認定(更正)通知と相違があるときは、「市営住宅入居世帯員収入認定に対する意見書」の提出が必要です。

2 減免を申請する理由に応じて、その事実を証明する書類を添付してください。

市営住宅家賃減免制度について

市営住宅の家賃は、世帯の収入と入居している住宅に応じて設定しています。しかし、一定の要件を満たすかたについては、次のとおり家賃の減免を受けることができます。

1 減免の対象となるかた

減免を受けることができるのは、次の要件を満たしているかたです。減免を希望するかたは「市営住宅家賃減免申請書」と必要な書類を岡崎市営住宅管理センターへ提出してください。

要件		減額率	申請に必要な書類	
①	生活保護法による住宅扶助を受けているかたが、長期間の入院のため住宅扶助料の支給を停止されたとき	100%	住宅扶助支給停止通知書	
②	災害により、床上浸水となり市営住宅が使用不便となったとき	50%	災害の事実を証明する書類	
③	市が認定した所得月額が右の区分に該当するとき	14,000 円以下	30%	
		14,000 円を超え 28,000 円以下	20%	
		28,000 円を超え 41,000 円以下	10%	
④	右に該当する世帯であるとき	10%	身体障がい者手帳、精神障がい者手帳又は療育手帳等	
	(障がい者減免を含む複数の要件が該当する場合は、障がい者減免で申請をして下さい。)			児童扶養手当証書又は母子家庭等医療費受給者証 (19 歳を超えている場合は、受付時に 18 歳当時の児童扶養手当、県・市遺児手当等の受給を確認します)
	家族の中に被爆者手帳を所持し、かつ、厚生大臣の認定を受けたかた等がある世帯			被爆者健康手帳

※(1) 要件の③、④をそれぞれ満たしているかたは、併せて減免を受けることができます。

2 減免の対象とならないかた

1 の①～④の要件を満たしているかたであっても、次に該当するかたは減免を受けることができませんので御注意ください。

- (1) 収入認定を受けていないかた
- (2) 収入超過者、高額所得者に認定されているかた
- (3) 生活保護法による住宅扶助を受給中であるかた
- (4) 年度の中で 1 の①～④に該当しなくなったかた

3 減免の適用期間

減免の適用期間は、毎年度 4 月から 3 月までです。現在減免を受けているかたであっても、翌年度分の申請をされない場合は、4 月から適用されなくなりますので御注意ください。

翌年度の 4 月分からの減免については、毎年 2 月中に申請を受け付けします。年度の中で減免の申請をされた場合は、毎月 20 日までに受け付けした分を翌月から適用します。